

京都市訓令甲第 3 号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 2 税制課長の項第 1 号中「所得譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改める。

別表第 2 法人税務課長の項第 1 号中「もの」の右に「及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するもの」を加える。

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)